

**パートナーシップ制度検討の進め方**

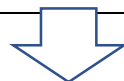
(1) 検討の進め方

- 制度導入を検討するにあたり、検討委員会から意見をいただき、市が制度素案を作成する。
- 検討委員会は、検討事項について調査検討を行い、各委員からの様々な意見やアイデアなどを市に提出する。

(2) 検討委員会スケジュール

1回目・2回目では検討事項に関する意見を出していただき、その意見をもとに事務局案を作成し、3回目では事務局案に対するご意見をいただく。

5月	第1回検討委員会(5月31日開催) ・性の多様性とパートナーシップ制度について ・今後のスケジュールについて ・検討事項についての意見交換(1回目)
6月	【当事者との意見交換会】(6月24日開催)
8月	第2回検討委員会(8月23日開催) ・当事者との意見交換会の結果報告 ・検討事項についての意見交換(2回目)
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                     ※1回目・2回目で出された意見をもとに、 事務局案作成                 </div> 第3回検討委員会 ・検討委員会の意見について(確認) ・事務局案についての意見交換



検討委員会での議論を踏まえ、制度(素案)作成

## 1 制度の趣旨・目的

---

### 《制度導入検討の趣旨・目的》

- ▶ 市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、自分らしく誇りを持って暮らせるまちを実現する。
- ▶ 法律婚という選択肢のない性的少数者の方に対し、法律上の婚姻に代わる制度を設けることで、当事者の方々の困難さの緩和に繋げる。

#### 〈第1回検討委員会で出された意見〉

##### 【制度の効果について】

- ・パートナーシップ制度導入により、LGBTに関する正しい知識が普及とともに、この制度が市民に意識されることが必要。
- ・配偶者が受けられる権利は同性カップルも得られるような状況にすることが必要で、この制度により社会が変わっていくことを期待する。
- ・函館の寛容な風土を礎として制度を普及していくことで、住みたい街としてのアピール度が高まり、人口流入が期待される。

##### 【制度設計】

- ・函館は歴史的にオープンで、移住者が過ごしやすい空気感を活かした制度とすること良い。
- ・同性カップルに対する社会的圧力を軽減するという大きな目的がこの制度にはある。
- ・若者に希望を与えるような制度として感じてもらえるような制度とすると良い。
- ・Dダイバーシティ（多様性）、Eエクイティ（公正性）& I インクルーシブ（包摂性）の発想を示して進めていく必要がある。単なる平等の考え方では、マイノリティに対する施策としては欠落した部分があると考えられる。
- ・差別や偏見への対応を同時に進めていく必要がある。

##### 【制度の趣旨・目的】

- ・性的少数者に関する市民活動の下支えとなるような制度が良い。
- ・差別の問題は、突き詰めていくと最終的には相対化されていって、全てがフラットにならなければならない。そのような高い理想を持って作るものだとすることを制度の中に入れていくべき。
- ・趣旨・目的を、LGBTに特化せずに、「明るい未来を語るができるまちづくり」などのスローガンがあれば、全ての市民に関わるものになる。

## 2 根拠規定

---

制度の根拠規定については自治体により異なり、条例、規則、要綱のいずれかとなっている。

〈第1回検討委員会が出された意見〉

**【条例が望ましい】**

- ・函館市が置かれている政治的状況を考え、実現可能であれば、条例での制定を検討してもいいのではないかと。やりながら進めていくことも一つの方法だが、コンスタントに改訂できるかは社会的な状況に依存することになるので、今、ある程度社会をリードするような強めなメッセージを打ち出すという考え方もある。
- ・制度の活用方法を市役所内部で留めるのであれば要綱で十分だが、市民への啓発も含めて導入するのであれば、条例の方が多くの市民が同意したことになる。

**【要綱が望ましい】**

- ・条例よりも要綱の方が改正手続きが容易であり、この制度自体、可能な限り早く導入し、ブラッシュアップしながら進めていくということであれば、要綱で規定する方がスムーズである。
- ・改訂方法をあらかじめしっかりと定め、検証し、改訂しながら進めることで良い制度となるのではないかと。

## 函館市パートナーシップ制度検討事項

### 3 証明方法

パートナーシップ関係を証明する方法としては、①証明、②宣誓、③登録、④届出といった制度がある。

#### 〈第1回検討委員会が出された意見〉

- ・それぞれのメリット・デメリットがあると思う。対象者の負担を軽減することはもとより、周辺の支援してくれる方の理解が得やすい方法が良い。

#### 【他自治体の制度の比較】

区分	証明	宣誓	登録	届出
導入自治体	渋谷区	札幌市ほか	那覇市、高知市	豊島区、中野区
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ関係にある二人の関係が婚姻と異なる実質があることを公正証書等の提出により確認し、証明する。</li> <li>・二人の関係を公証人により作成された文書で確認することができるが、公正証書の作成に費用と時間がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二人がパートナーシップ関係にあることを市長に宣誓し、宣誓した事実を証明する制度。</li> <li>・公正証書の作成を要件としていないことから、申請のハードルも低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ関係にある二人を、申請に基づき自治体が登録簿に登録する制度。</li> <li>・宣誓と同様、公正証書の作成を要件としていないことから、申請のハードルが低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ関係にあることを届出し、自治体が届出を受理したことを証明する制度。</li> <li>・婚姻届に近い。</li> <li>・宣誓と同様、公正証書の作成を要件としていないことから、申請のハードルが低い。</li> </ul>
手続方法	公正証書作成 ↓ 証明書交付申請 ↓ 内容確認（審査） ↓ 証明書交付	パートナーシップ宣誓 ↓ 内容確認（審査） ↓ 宣誓書受領証交付	パートナーシップ登録申請 ↓ 内容確認（審査） ↓ 登録簿に登録 ↓ 登録証明書交付	パートナーシップ届出 ↓ 内容確認（審査） ↓ 届出受理書交付

※ 中野区では、公正証書の提出の有無を選択制とし、公正証書を提出した場合は証明書を発行し、公正証書の提出を望まない場合は宣誓のみとしている。

#### 4 制度の対象者

---

- ▶ 制度の対象者を性的少数者のみとするか、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚関係にあるカップルについても対象とするか。
- ▶ 事実婚関係にある場合、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるなど、結婚に準ずる一定の関係性が認められているほか、住民票にも「妻/夫（未届）」との記載が可能で、その関係性を証明する方法があり、性的少数者の方々が直面している状況とは異なる。

##### 〈第1回検討委員会で出された意見〉

- ・家族的なイメージを打ち出してもいいのではないか。足立区や明石市のようにパートナーの家族まで証明の対象を拡大しているというのは、移住選択の一つの良いポイントになると思う。
- ・それぞれのメリット・デメリットがあると思う。対象者の負担を軽減することはもとより、周辺の支援してくれる方の理解が得やすい方法が良い。

##### 【明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度】

「互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」であることを表明した2者が市に届出を出し、市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。（中略）なお、2者のほかに、家族として暮らしている子ども（未成年）がいる場合で、子どもを含む家族の関係を届け出た場合は、合わせて証明します。」（「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック」P3 参照）

## 5 申請者の要件（年齢要件、性別要件、居住地、国籍）

### 〈第1回検討委員会が出された意見〉

- ・この制度によりどのような行政サービスが受けられるのか、受けられる行政サービスの幅が広いほど、対象者の要件をきっちりと見ていく必要がある。
- ・多くの当事者の方が幅広く、気軽に利用できるよう対象者を広くできたら良い。
- ・それぞれメリット・デメリットがあると思う。対象者の負担を軽減することはもとより、周辺の支援してくれる方の理解が得やすい方法が良い。

### ① 年齢要件

- ▶ 民法の一部を改正する法律（令和4年4月1日施行）により成年年齢が18歳に引き下げられるとともに、婚姻開始年齢が性別に関わらず18歳に統一される。
- ▶ 現在、制度を導入している自治体の多くは、「満20歳以上」または「成年に達していること」のどちらかで規定している。

### ② 性別要件

- ▶ 性的少数者の方を対象とした制度とした場合の性別要件については、「戸籍上同性に限定」や、戸籍上は異性でも「性自認が同性であれば対象」、性別を限定せず「一方または双方が性的少数者」としている自治体がある。
  - a 戸籍上同性に限定  
戸籍上異性同士であっても、性自認は同性の場合は利用できない。  
(例) 女性（戸籍上男性）と女性（戸籍上も女性）の方
  - b 性自認上同性も含む（戸籍上の性は問わない）  
戸籍上も異性、性自認も異性の場合は利用できない。  
(例) 女性（戸籍上男性）と男性（戸籍上女性）
  - c 一方または双方が性的少数者の方  
性自認上同性の場合も利用できる。
- ▶ 対象の範囲は、a < b < cの順に広い。

## 函館市パートナーシップ制度検討事項

### ③ 居住地要件

- a 双方が市内在住（予定を含む）
- b 一方または双方が市内在住（予定を含む）
- ▶ 一方が市内在住を対象とすることで、遠距離で暮らすカップルを対象とすることができるが、他の自治体で別の人とパートナーシップ制度を利用していないかの確認が難しい。

### ④ 国籍要件

日本国籍を要件としている自治体はない。

## 6 障害事由（パートナーシップ関係にあることを証明できない事由）

---

- ▶ 各自治体の障害事由はおおよそ下記のとおり。
  - a 申請者以外に配偶者（パートナー）がいる。
  - b 双方が近親者（民法第734条から第736条に規定する婚姻をすることができないとされる続柄）である。
- ▶ パートナーシップに基づく養子縁組の場合は対象とする自治体や、解消後であれば対象とする自治体など様々な対応がある。

### 【民法】

（近親者間の婚姻の禁止）

第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

（直系姻族間の婚姻の禁止）

第七百三十五条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八条又は第八百十七条の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

（養親子等間の婚姻の禁止）

第七百三十六条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。



## 7 申請の手続き（手数料， 手続方法， 通称使用の可否）

---

### ① 手数料

多くの自治体では手続きに係る手数料を無料としている。ただし，住民票等の提出書類の発行手数料は自己負担としている。

### ② 手続方法

申請書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため，二人で来庁のうえ，手続きをすることとしている自治体が多い。

### ③ 通称使用の可否

戸籍上の氏名だけではなく，通称名の使用を可としている自治体が多い。

性別に違和を感じている当事者の方が，戸籍上の氏名以外に日常生活で使用している通称名を記載することで利用しやすくするため。

〈第1回検討委員会では出された意見〉

- ・ 法律婚の一般的な対応と齟齬がないようにする。

### 【法律婚の対応】

区分	法律婚の場合の対応
手数料	無料
手続方法	どちらか一方のみや代理人の届出，郵送での届出も受け付けている。
通称使用の可否	戸籍上の氏名での届出

## 8 申請の手続き（提出書類）

---

▶ 公正証書の提出について

渋谷区の場合、パートナーシップ証明に、「任意後見契約公正証書」および「合意契約公正証書」の提出を必要としている。2人の関係が婚姻と異なる実質を備えていることを書類で確認することができるが、申請には4万円程度の費用負担がある。

▶ その他の書類

- ・住所を確認できる書類（住民票等）
- ・独身を証明する書類（戸籍抄本等）
- ・本人確認書類（運転免許証等）

〈第1回検討委員会で出された意見〉

- ・法律婚の一般的な対応と齟齬がないようにする。

### 【法律婚の提出書類（函館市）】

- ・婚姻届
- ・戸籍謄本
- ・本人確認書類（下記①②③いずれか）
  - ① 運転免許証，パスポート，マイナンバーカード（個人番号カード）等，官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等を1点
  - ② 健康保険証，年金手帳等官公署が発行した書類を2点以上
  - ③ ②の書類を1点と，顔写真付きの社員証や学生証を1点

## 9 受領証の返還について

---

- ① パートナー解消時
  - ② 市外への転出等，要件を満たさなくなった場合
  - ③ パートナーの死亡時
  - ④ 虚偽その他不正が判明した場合
- ※ ①，②については返還対象，④については取消対象としている自治体が多い。  
③については，返還を求めない自治体もある。

## 10 パートナーシップ制度により利用できる制度やサービス等

- ▶ 本制度の概要（証明方法や対象者等）決定後、各制度所管部局において対応の可否について検討する。可能な限り、パートナーシップ関係に対象を拡大できるように働きかけていく。
- ▶ 本市制度の開始にあわせ、制度の周知や利用可能なサービスの充実など、民間企業等への働きかけを行うとともに、本制度利用者が利用可能となる民間サービスの情報提供に努める。

### 〈第1回検討委員会で出された意見〉

- ・ 医療現場や災害時などの緊急時での活用ができるといい。
- ・ 同性間のDVについてもDV相談窓口で対応できるようにする必要がある。
- ・ 消防や警察との連携が必要。
- ・ 先行自治体において活用している行政サービスのうち、函館で導入できるかどうかを峻別し、函館市として独自性を付け加えるといいのではないか。
- ・ 配偶者ならびに事実婚が前提とされている行政サービスがあれば、それは同性カップルにも適用されるべき。

### 【行政制度等の例】

- ▶ 住宅関係
  - ・ パートナーは公営住宅の入居申込、同居申請を可能とする。
- ▶ 病院関係
  - ・ 公立病院でパートナーの病状説明を受けられるようにする。
  - ・ 公立病院でパートナーの手術の同意ができるようにする。
- ▶ 緊急時の対応
  - ・ 救急車への同乗を可能としている。
  - ・ 同性パートナーからの暴力に関して、DV相談窓口での相談ができるようにする。

※ 各自治体のパートナーシップ制度に関するホームページや手引き参照

※ 上記内容については、パートナーシップ制度の条例や要綱には明記されない。

### 【民間サービス等の例】

- ・ 携帯電話会社での家族割サービスが適用されるようにする。
- ・ 住宅ローンを借りる際の連帯債務者の対象にできる。
- ・ 生命保険金をパートナーが受け取れるようにする。
- ・ 従業員の配偶者に適用される福利厚生について、パートナーも適用となる。

## 11 他自治体との相互利用

- ▶ 転入転出の際の手続きに係る負担軽減のため、転入先でも証明書を継続して使用できるように制度導入自治体と連携するもの。
- ▶ 連携する自治体とは、対象者の要件等がある程度統一する必要がある。

〈第1回検討委員会で出された意見〉

- ・ 転入・転出の際に混乱をきたさない仕組みが必要。

### 【自治体間相互利用のメリット】

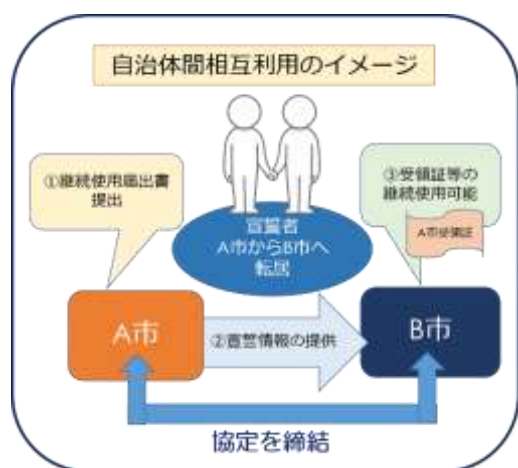
- ・ 市外へ転出しても効力が失われない。
- ・ 転入転出の際の手続きに係る負担が軽減する。

### 【連携先自治体の例】

- ・ 横須賀市，鎌倉市，逗子市，葉山町，三浦市
- ・ 岡山県岡山市，総社市，広島県広島市，福岡県福岡市（県を超えて連携） など

### 【運用例－岡山市，総社市，広島市，福岡市－】

転出時に継続使用届出書を提出するだけで、転入先の自治体で証明書を継続して使用し、転入先の自治体の行政サービス等を受けることができる。



(岡山市HP参照)